

表3 日本DMATの地方（ブロック）区分（案）

北海道
 東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）
 関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）
 中部（長野、静岡、石川、富山、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀）
 近畿（大阪、京都、奈良、兵庫、和歌山）
 四国（愛媛、香川、徳島、高知）
 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
 九州・沖縄

*地方区分の重複はかまわない

表4 Help-SCREAM

<u>H</u> ello	カウンターパートへの挨拶
<u>L</u> ocation	本部の場所の確保
<u>P</u> art	初期本部人員の役割分担
<u>S</u> afety	安全確認
<u>C</u> ommunication and <u>C</u> oordination	連絡手段確保、情報収集と共有、連携
<u>R</u> eport	上位本部への立ち上げの連絡
<u>E</u> quipment	本部機材の確保
<u>A</u> ssessment	アセスメント
<u>M</u> ETHANE*	状況の評価と情報発信

*MIMMSより引用

表5 Help-DMAT

<u>H</u> ello	DMATの登録
<u>L</u> iaison	他機関現地本部との連携
<u>P</u> lan	作戦イメージの共有
<u>D</u> irection	DMATへの指揮系統の指示、役割の付与
<u>M</u> ETHANE*	被災情報の把握
<u>A</u> llocation	ニーズに応じて資源を再配分
<u>T</u> ransceiver	各部署との連絡体制の確立

*MIMMSより引用

表6 REMEMBER

<u>R</u> eport regularly	定期的に報告を「させる、する」
<u>E</u> quipment	資機材に不足はないか
<u>M</u> edical needs 需要の評価	医療
<u>E</u> ffect and Exchange	救援効果判定と適切な交代
<u>M</u> ember and Meeting	参集DMAT、他医療班、他機関との会議
<u>B</u> alance	各拠点におけるDMATのバランス
<u>E</u> nding	活動終了に向けたThank you
<u>R</u> etreat (Retire)	撤収

表7 THANK you

<u>T</u> imely	適切な時期に
<u>H</u> and over	引き継ぎを
<u>A</u> ppoint	選任してもらおう（都道府県）
<u>N</u> umber	必要な人数（医療班）
<u>K</u> ind of medical needs	医療ニーズを伝え
<u>Y</u> ou	あなたにお願い、そしてDMAT受け入れありがとう

全国都道府県における 災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することが出来る。

ブロック知事会	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府

- 県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県は、被災県に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。
 - 4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。
 - 5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県は、その旨を全国知事会に報告するものとする。
 - 6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。
 - 7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（連絡窓口）

- 第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。
- 2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。
 - 3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（広域応援の内容）

- 第5条 広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（広域応援の要請）

- 第6条 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県に、広域応援の内容を連絡するものとする。
- 4 広域応援計画で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 5 前第1項による要請をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

第8条 被災県は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
- 3 全国知事会は、被災県が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
- 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、都道府県が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成8年7月18日

全国知事会会長
岡山県知事

北海道東北地方知事会会長
福島県知事

関東地方知事会会長
千葉県知事

中部圏知事会会長
愛知県知事

近畿ブロック知事会会長
和歌山県知事

中国地方知事会会長
山口県知事

四国知事会常任世話人
香川県知事

九州地方知事会会長
大分県知事

都道府県相互間の協定状況

北海道・東北

- 北海道・東北7県（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）
大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定、平成7年10月31日締結
- 東北地方防災対策連絡協議会（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）

関東

- 関東1都9県震災時の相互応援に関する協定（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）
- 7都県市災害時相互応援に関する協定（埼玉、千葉、東京、神奈川、横浜市、川崎市、千葉市）
- 災害応援に関する協定（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、名古屋市）

中部・北陸

- 新潟県・群馬県災害時の相互応援に関する協定平成7年7月11日締結
- 新潟県・長野県災害時の相互応援に関する協定平成7年7月11日締結
- 新潟県・富山県災害時の相互応援に関する協定平成7年8月24日締結
- 石川県・岐阜県災害時の相互応援に関する協定平成7年8月9日締結
- 北陸三県（石川、富山、福井）災害時の相互応援に関する協定平成7年10月27日締結

近畿

- 大阪湾流出油災害対策協議会（大阪、兵庫、和歌山）
- 近畿2府7県（大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山、福井、三重、徳島）
災害時の相互応援に関する協定 平成8年2月20日締結

中国・四国

- 中国5県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
災害時の相互応援に関する協定 平成7年7月18日締結
- 四国4県（香川、徳島、愛媛、高知）
広域応援に関する協定 平成7年10月20日締結
- 中国・四国9県（鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知）
災害時の相互応援に関する協定 平成7年12月5日締結

九州

- 九州・山口9県（福岡、長崎、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄、山口）
災害時相互応援協定 平成7年11月8日締結

※ 九州9都市災害時相互応援に関する協定 平成7年12月28日締結
（北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市）

参考資料3 第1回DMAT九州・沖縄地方研修会

時 間	プ ロ グ ラ ム	場 所
8:30 ~ 9:00 30分	受付、参集しながらEMIS登録訓練（災害事例の想定付与）	
9:00 ~ 9:05 5分	開会挨拶（厚生労働省）	佐賀大学医学部
9:05 ~ 9:35 30分	「地方研修会とDMATの統括に関して」森野先生	
9:35 ~ 9:50 15分	シミュレーション内容の説明、役割分担	小講堂もしくは体育館
	※県災害対策本部、消防本部の指示を受ける	
	※統括DMAT、参集DMATの役割分担	
9:50 ~ 11:10 80分	エマルゴを用いたシミュレーション	
	※統括DMAT・・・DMAT本部の立ち上げ	
	行政・消防・警察・その他との連絡体制の確立	
	各DMATとの連絡体制の確立	
	情報収集と統制	
	※参集DMAT・・・DMAT本部との連絡体制の確立	
	トリアージチーム	
	現場救護所チーム（赤・黄・緑）	
	（黒は警察が管理することにする・・・？）	
	ヘリ搬送チーム？	
	災害拠点病院チーム？	
11:10 ~ 11:15 5分	休憩	
11:15 ~ 11:45 30分	ディスカッション（各ブースのコメント）と 総括的コメント（近藤先生）	
11:45 ~ 11:50 10分	休憩	
11:50 ~ 12:20 30分	「DMATと消防との連携」 近藤先生	
12:20 ~ 12:30 10分	閉会挨拶 高山@長崎医療センター	

※受講者の方へ
 本研修は、シミュレーション・実習等が多く組み込まれている為、時間帯については多少変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<災害想定>

平日、朝8:00に長崎本線下り線 早岐駅にて特急みどりと普通電車の衝突事故
電車は脱線・転覆し、総乗客数は120人程度 第1報では重傷者数50名
長崎県庁では災害モードを立ち上げ、厚労省へ近隣DMAT派遣要請を行った

<患者の流れ>

トリアージ

↓

現場救護所

↓

赤・・・現場処置 災害拠点病院などへ救急車搬送 ヘリ搬送

黄・・・現場処置 2次病院などへ救急車搬送 バスなども

緑・・・現場処置 氏名と住所の確認 帰宅? 乗り合いで近医を受診?

黒・・・氏名、住所の確認

↓

ヘリポート SCU、災害拠点病院

<目標>

- ・EMISでの登録作業を行える
- ・DMATとして役割分担が出来る
- ・統括DMATは各機関と情報の連携ができる
- ・各部署での役割を理解する。
- ・各部署と統括DMATとの連携ができる。

流れ

- 1 長崎県ドクターヘリが先着して、フライトDrとフライトNrが活動する。
- 2 佐世保総合病院DMAT（北松DMATが代行する）到着する。
統括DMATが医療班の指揮をとる。
- 3 近隣のDMATが参集する。（長崎・佐賀・福岡DMATが役割に入る）
隣県のDMATが参集する。

エマルゴ時系列

8:15

8:30

9:30

10:30

第1回DMAT東北地方研修会 を行って実働訓練を中心に

高村将志¹⁾ 森野一真¹⁾ 峯田雅寛¹⁾ 萬年琢也²⁾
山形県立中央病院¹⁾ 山形県立新庄病院²⁾

はじめに

DMATの地方連携とメンテナンスを目的に、平成19年3月より東北地方においてDMAT東北方面隊総会という名称で地方会を始めている。

今回その第4回目を平成20年10月4、5日に行った参集訓練ならびに実働訓練について報告する。

訓練参加者

訓練想定

平成20年10月4日（土）午前8時23分、
山形盆地南部断層帯を震源とするマグニチュード7.5の
直下型地震が発生

訓練参加チーム

- 東北地方7県のDMAT（個人参加含む）、計21チーム（青森1・秋田2・岩手5・宮城3・福島5・新潟4・山形1）、個人参加含む67名

スタッフ

- 山形県DMAT 37名・日本DMATインストラクター 8名・山形県庁 3名・消防 15名・医療従事者 8名・医学生 5名・一般市民 8名、計84名

訓練参加者 計151名

訓練内容・方法

会場 1：山形県立中央病院

★災害拠点病院における模擬診療

- 4症例（搬送：圧挫症候群/血胸/気道熱傷）
（不搬送：左急性硬膜外血種）
- 診療及び診療介助以外の隊員は、広域航空搬送患者医療情報伝達用紙を記載する

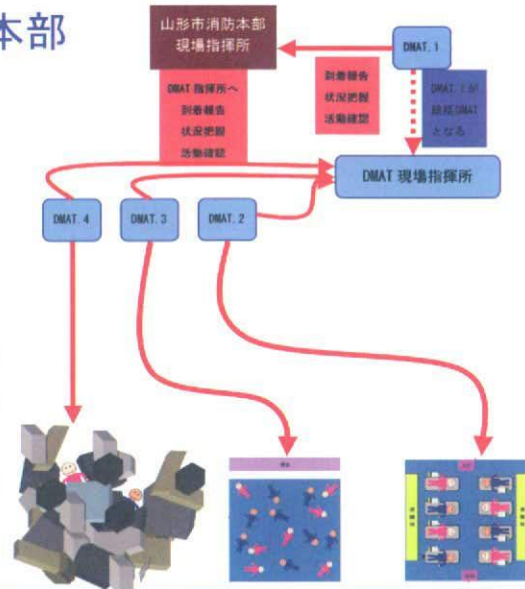
★県庁内における統括DMATの役割

- 被災地内県庁に入り、活動を行うDMATについての議論を行う（統括DMAT研修を引用）。

訓練内容・方法

会場 2 : 山形市消防本部

- 訓練3項目
 - (1) 現場の統括DMAT
 - (2) CSM
 - (3) 災害現場・救護所トリアージ
- 参集拠点病院到着時刻により4〜5チームごとの班を構成し、ローテーション(3項目45分ごと)
- 消防本部へは各自で参集



結果 1

- 山形県立中央病院で実施した模擬診療と、県庁内におけるDMAT訓練に関しては、参加チーム全て経験できた。
- 山形市消防本部で実施した統括DMAT、CSM、災害現場・救護所トリアージに関しては、各チーム1つを経験できた。
- 消防との連携訓練で、消防側の全面的な協力を得られた。

結果 2 (アンケート・意見交換会)

- 「訓練で得るものがあった」との回答が97.2%、「訓練の継続開催を希望する」との回答が88.9%であった。
- 「消防本部での訓練を全て経験したかった」との意見が多くみられた。
- 意見交換会において、「東北DMAT合同訓練」「消防との合同訓練」の定期的な開催を希望する声が多かった。

考察 1

- 変更された広域航空搬送患者医療情報伝達用紙を用いた模擬診療、トリアージなどの技術の向上、他DMATや消防機関の連携を図ることの重要性を認識するのに有用である。
- 知識・技術の維持・向上のために継続した実働訓練が求められるが、各隊の知識や技術の評価方法とその維持のよりよい方法などに関する検討が必要である。

考察2

- 短期間での訓練ゆえ、訓練時間の制限が生ずるため、訓練方法の工夫や訓練の目的を絞る必要がある。
- 消防側のDMATへの十分な理解を得るためには継続的な訓練や勉強会などが必要であると思われた。

考察3

- 実働訓練の質を保証するためには、日本DMAT隊員養成研修インストラクターの協力は不可欠である。
- 一般市民のボランティアの協力を得る事により、DMATに対する理解が浸透していくのではないか。

まとめ

- DMAT東北地方研修会として、実働訓練を企画・実施した。
- 訓練には、DMAT21チーム（67名）・スタッフ84名、計151名が参加した。
- 知識・技術の維持・向上のために実働訓練は、有効である。
- DMAT東北として、今後もこのような訓練を継続する方向である。

DMAT東北地方研修会開催報告 ～ 参集訓練からの一考察～

Report on the DMAT regional training session — Observations of the assembly drill —

○峯田 雅寛¹⁾ 森野一真¹⁾ 高村将志¹⁾ 萬年琢也²⁾
佐藤精司¹⁾ 辻本雄太¹⁾ 武田健一郎¹⁾

- 1) 山形県立救命救急センター
- 2) 山形県立新庄病院

I.はじめに

平成20年10月DMAT東地方会研修会を、厚生科学研究辺見研究班森野分担研究と共に企画し、参集訓練ならびに実働訓練、活動報告会を実施した。参集訓練において情報伝達と広域医療情報システム(EMIS)を活用したDMAT参集訓練についての問題点と課題が明らかになったので報告する。

訓練の概要

参集訓練

山形にて地震による大規模災害が発生し、東北地方関係各県のDMATに派遣要請が発令され各DMATが山形にEMIS等を利用し情報収集を行いながら参集する訓練

実働訓練

参集後に、拠点病院での診療・統括DMAT・CSM・現場トリアージ、救護所トリアージの各ブースをチームで回る訓練

II.訓練方法－1

災害想定

- 災害の種類
大規模地震（マグニチュード7.5・直下型）
- 発災場所・時間
山形盆地南部断層帯・午前8時23分
- 被害状況
山形村山地方は震度震度6強、建物の多数崩壊に伴い多数傷病者が発生した

- 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書」に基づき、関係各県のDMATに派遣要請が発令された。

II.訓練方法－2

参加者に提示した活動のポイント

1. 被災現場の正しい情報を早く入手することができる
2. 情報を解析して早く安全に参集拠点に到着できる
3. 被災現場が必要とするリソースを的確に搬入、若しくは引継ぐことができる。
4. 自らが得た情報を、EMISなどを用いて自他のチームと共有できる
5. 自チームの後方支援チームとの連携が円滑にできる（後方支援チームの配置がある場合）

II.訓練方法－3

参集に当たっての主な条件

1. 自宅などで発災を知り各施設へ集合する。
 2. 主催者側からの合図を待って各所属を出発する。
 3. 移動は、主催者側から与えられる被災時を想定した規制や負荷に対応しながら自ら通行ルートを決して参集する。
 4. 想定付与は、EMIS、t-dmatメーリングリスト（PC版と携帯版）を利用し付与する。
 5. 移動車両は、原則救急車両を使用する。
 6. 個人装備は、DMAT隊員として活動できる服装、装備での参加とする。
 7. 携行医療資器材は、医薬品を除いた派遣診療資器材を携行する。
- ※t-dmatとは、DMAT都北方面の隊員が任意で参加するメーリングリスト。研修会の連絡など普段からの連絡ツールとして現在約200名の参加を得ている。

結果－1

参加施設及び参加者

チーム数	
青森	1
岩手	5
秋田	2
宮城	3
山形	1
福島	5
新潟	4
合計	21

職種別参加者数	
医師	27名
看護師	35名
業務調整員	23名
合計	85名

結果-2

・ 参集状況

No	チーム名	距離	予想時間	待機要請	FAX送信時間	出発時間	受付時間	移動時間	参集時間
1	岩手1	209.4	2:24	8:46	8:43	9:10	11:50	2:40	3:04
2	岩手2	245	3:16	8:46	FAX送信なし	9:40	12:41	3:01	3:55
3	岩手3	227	3:23	8:46	8:50	8:50	12:46	3:56	3:58
4	岩手4	175.7	2:13	8:46	FAX送信なし	9:50	13:28	3:38	4:42
5	宮城1	68.8	0:56	9:55	9:58	10:10	12:00	1:50	2:05
6	宮城2	63.4	0:51	9:55	9:56	9:30	12:05	2:35	2:10
7	宮城3	67	0:59	9:55	9:57	9:57	13:20	3:23	3:23
8	秋田1	202.1	3:57	8:46	9:05	9:20	13:01	3:41	3:56
9	秋田2	130.2	3:01	8:46	9:03	9:40	13:05	3:25	4:02
10	山形1	107.5	2:15	8:46	9:29	9:00	11:40	2:40	2:54
11	福島1	109.4	1:24	8:56	9:26	9:50	11:10	1:20	2:14
12	福島2	109.4	1:24	8:56	9:26	10:00	11:10	1:10	2:14
13	福島3	188.9	2:12	8:56	9:11	9:00	11:50	2:50	2:54
14	福島4	148	1:42	8:46	FAX送信なし	9:20	12:23	3:03	3:37
15	新潟1	123.2	2:50	8:46	FAX送信なし	9:20	12:24	3:04	3:38
16	新潟2	166	3:35	8:46	9:18	9:20	12:54	3:34	3:36
17	新潟3	171.4	3:38	8:46	9:21	9:21	13:00	3:39	3:39
18	新潟4	226.6	4:09	8:46	FAX送信なし	9:50	13:10	3:20	4:24

	最大	平均	最短
距離	226.6	152.2	63.4
予想時間	4:09	2:27	0:51
参集時間	4:42	3:21	2:05
移動時間	3:58	2:56	1:10

距離と参集時間
相関係数 0.66

結果-3

・ EMIS入力状況 (分母=18施設)

- チーム毎のEMIS入力回数
 - ・ 最多入力 16回
 - ・ 最少入力 0回
 - ・ 平均 6回
- 入力項目ごとの評価
 - ・ 検討中 1施設
 - ・ 派遣可 18施設
 - ・ 準備中 6施設
 - ・ 待機完了 7施設
 - ・ 移動中 18施設 (移動中が初回の入力となった施設がうち8施設)
 - ・ 経路入力無 1施設
 - ・ 参集場所到着 10施設
 - ・ 撤収 4施設
- チーム情報入力について
 - ・ EMISチーム情報での入力メンバーと受付メンバーの比較
 - EMISチーム情報と受付でのメンバーが一致した施設 4施設 / 20施設
 - ・ EMIS携帯電話番号と参加にあたり伺った携帯電話番号の比較
 - EMISに携帯電話番号の入力のある施設 11施設 / 20施設
 - ※そのうち訓練に際し伺った連絡先としての携帯電話番号が一致している施設6施設

結果－4

アンケートの結果

配布数＝177枚（スタッフ参加含む）
回収率＝62.1%

- 訓練で得るものがあった 97.2%
- 訓練の継続開催を希望 88.9%
(回答の得られた訓練スタッフ参加を除く参加者のうち)

- 新たに携帯版東北DMATメーリングリストへの参加を希望 36.2%
- 運営方法と訓練内容の見直しを希望 2.7%
(総参加者数のうち)

考察－1

今回の参集訓練は、施設からの距離と参集に要した時間が相関関係していることから実質的な訓練であったと考える。

参集状況について

- FAX送信に遅れが情報が少ない中での訓練となったが、緊急連絡先電話番号に問い合わせを行い情報の収集に努めることができた。
- FAXは、送信に思いのほか時間がかかること、発信が一方向で受信できたかどうか確認できないことから、災害時の情報伝達のアイテムとしては使いづらい。
- 被災想定や経路を検索し、ほとんどの隊が初回のEMIS入力での到着予定時間と±30前後で到着することができた。安全に参集拠点に到着できた。
- 情報提供のためのEMIS掲示板の利用（主催者以外の参加者自らの入力）は1件に留まった。後続隊への有力な情報となることを考え、積極的に情報提供をする必要がある。
- 訓練に際し自施設からの後方支援を得ることができたチームが3隊あった。